九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

豊臣秀吉の鷹匠とその流派

福田, 千鶴
九州大学基幹教育院 : 教授

https://doi.org/10.15017/2560398

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 4, pp.57-70, 2020-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

豊臣秀吉の鷹匠とその流派

福　田　千　鶴

鷹・鷹場・環境研究　vol.4

2020 年 3 月

豊臣秀吉の鷹匠とその流派

Toyotomi Hideyoshi's Hawkers and the Hawking School

福田　千鶴

FUKUDA, Chizuru

［要旨］本稿は、豊臣秀吉（1537〜98）の鷹匠たちの履歴を網羅的に検討し、秀吉が鶴取・雁取の技術を持つ優秀な鷹匠の確保をめざしたこと、かつ織田信長の旧臣たちが秀吉の鷹匠となり、さらに徳川家康が彼らやその子孫を段階的に受け入れ、その一つの家系から徳川将軍家の鷹術とされる吉田流の開祖吉田多右衛門が出ることを明らかにした。加えて、16 世紀の日本において、鷹狩用の鷹がハイタカからオオタカへと移り、獲物も雉から鶴へと変化する動向のなかで、鶴取の鷹に育てる新技術が必要となり、その社会的要請が鷹をめぐる「知」の世界にパラダイムシフトを起こした点への展望を示す。

[Abstract] This study comprehensively considers the genealogy of hawkers who served Japanese sovereign, Toyotomi Hideyoshi (1537–1598). He aimed to secure the excellent hawkers who had the technology of catching cranes or geese by using northern goshawks. This study illuminates the history of the 22 hawkers who had charge of Hideyoshi's hawks and the people related to hawking. This study concludes that Hideyoshi reemployed Oda Nobunaga's previous hawkers and, in turn, Tokugawa Ieyasu gradually accepted them or their descendants. One of these hawkers, Yoshida Taemon, who became the founder of the Yoshida school, took over the position overseeing the Tokugawa Shogun's Hawking Arts. The bird of prey used in hunting changed from sparrow hawks to northern goshawks, and the hawk's prey changed from pheasants to cranes in 16th century Japan. The new technology of catching cranes with northern goshawks was in demand, and this social request caused a paradigm shift in knowledge(知 *Chi*) concerning hawking culture.

はじめに

鷹狩をするためには、優秀な逸物の鷹が必要であり、鷹の獲物や餌を維持するための鷹場や鳥見役の設置、鷹狩用の鷹となるよう飼育し、日々の世話をする鷹匠の存在が不可欠となる。とはいえ、もともと狩が上手で多くの小鳥を取ることができるハイタカやハヤブサで鷹狩をしていた段階では、鷹で雉や鶉といった小鳥を取ることはそれほど難しい狩猟行為ではなかった。よって、そうした殺生行為をいかに正当化し、儀礼や神事と結びつけて権威づけていくかといった方向での鷹をめぐる「知」の世界が鷹書として伝統化していったといえるかもしれない。

しかし、16 世紀になり、自身の体よりも大きい鶴や雁を取るようにオオタカに仕懸ける鷹狩が流行するようになると、高度な狩猟技術が必要となる。その結果、中世に権威化した鷹をめぐる儀礼的・伝統的な知識や伝承よりも、いかに鷹に鳥を取らせるかといった、実践的な技術に対する知的要求が切実に高まり、鷹をめぐる「知」の世界にパラダイムシフトを起こしたことが想定される。要するに、16 世紀以降の鷹狩においては、オオタカで鶴や雁などの大型の鳥を捕獲するために、鶴取や雁取の鷹に育てる技術や知識を有した者が優秀な鷹匠として嘱望されるように鷹狩文化に変化が生じた。よって、鷹術流派においても、鶴取・雁取の技術的「知」を固有の存在証明とする新たな鷹術流派が現れ、その「知」の有無が伝統的鷹書（中世）と技術的鷹書（近世）とを大きく分ける分岐点になったのではないだろうか。

上記のような問題関心から、本稿では天下人として鷹を掌握した豊臣秀吉の鷹匠の網羅的な把握を試み、各流派との関係を整理するための基礎的研究として提示したい。先行研究としては山名隆弘の研究があるが、「秀吉の鷹匠中、素性が知れるのは、今のところ、佐々孫介（行政）だけである。（中略）そのほか、吉田の名字の鷹匠がいるが、この四人はおそらく、当代鷹術の名流小笠原流と並び称された吉田流の者であろう」との指摘があるにすぎない（山名隆弘 2006）。

豊臣秀吉は天下人として全国に支配領域を拡大するとともに、その地域における優秀な鷹の捕獲とその輸送ルートを確立していった。秀吉が実際に鷹狩を開始するのは天正 16 年（1588）からであり、それに伴い鶴を捕獲する能力に長けた鶴取のオオタカを入手することに執心するようになり、鷹狩の実施にあたっては鶴取・雁取の鷹に取飼（訓練）することのできる優秀な鷹匠の存在が不可欠となった（福田千鶴 2018b）。

そのような状況下で、豊臣秀吉の鷹匠として名が挙がるのは、平塚三郎兵衛・池田久左衛門・佐々孫介・堀田権右衛門・吉田主水・野尻彦二郎・蜂屋一左衛門・安井二右衛門・落合藤右衛門・真野新太郎・寺尾千三郎・吉田小五郎・野村助六・大桑加兵衛・吉岡与八郎・吉田藤介・万部弥五八・吉田平内・だい木市介・森本喜介・名古屋九蔵・堀与七郎の 22 人である。これは、秀吉が朝鮮出兵のために定めた陣立ての 20 番「御鷹」に配置された人員にあたる（「太閤さま軍記のうち」）。肥前名護屋在陣中の秀吉には 850 人の鷹匠がいたとされており（「甫庵太閤記」）、この 22 人はそれら鷹匠のなかでも秀吉の「御鷹」を預かることのできる優秀な鷹匠であったと推測される。以下、名前の掲出順に検討を加えていく。なお、史料上においては、鷹師・手鷹師・鷹匠は明確な職掌的区別をもって用いられているわけではない。よって、本稿では、史料引用の場合を除き、鷹匠と統一して記すことにしたい。また、全般的に参照した『寛永諸家系図伝』は『寛永伝』、『寛政重修諸家譜（新訂）』は『寛政譜』と略記する。

1　平塚三郎兵衛

諱は為広。また高保とする説もある（北川央監修・柏木輝久著 2016）。天正 5 年（1577）12 月に羽柴秀吉が播磨福原城を攻めた際に、「我等者ニ平塚三郎兵衛と申者、城主討捕候処、其弟助合候を同討取候」とあり、この段階ですでに弟とともに秀吉の配下に属していたことがわかる（『豊臣秀吉文書集』152 号、以下『秀吉』と略称、番号のみを記載）。天正 8 年 9 月 19 日には秀吉から播磨賀西郡内で 300 石を宛行われた（『秀吉』273）。天正 15 年頃までは、秀吉の意を含められた使者として取次役を務めている（『秀吉』1028・1030・1054・1481・1615・2118）。天正 20 年 7 月 22 日付の「名護屋御留守在陣之衆」では、本丸広間之番衆馬廻組の三番真野組のなかに「平塚因幡守」の名がある（『秀吉』4225）。

なお、阿部猛・西村圭子編『戦国人名辞典』によれば、平塚三郎兵衛は生没年不詳で、子孫は商人となり、江戸芝伊皿子台町に住み、河村屋重右衛門と称したとする。これとは別に平塚因幡守を立項し、文禄 4 年（1595）7 月に 5000 石に加増（一説に 3000 石、8000 石）、慶長 5 年（1600）に美濃垂井 1 万 2000 石となったと説明する。しかし、三郎兵衛と因幡守は、その活動から同一人物である可能性が高い。

平塚為広と鷹との関係は、慶長 5 年正月 6 日朝より 7 日にかけて摂津茨木や高槻方面に鷹狩に出かけた（『鹿苑日録』）。後述する慶長 4 年 12 月に徳川家康が豊臣家の鷹匠を動員して催した鷹狩に名はみえないが、慶長 5 年 2 月 25 日には「内府（家康）様御鷹野故ニ平因亦御伴」とある（『同』）。「亦」とあるので、しばしば家康の鷹狩に同行していたことがうかがえる。しかし、慶長 5 年 9 月の関ヶ原合戦では大谷吉継と行動をともにして石田方に加わり、討死した。

平塚為広は秀吉の側近として政権中枢におり、鷹匠に専従する立場ではなかったとみなされる。「御鷹」預かり 22 人の筆頭に名が置かれたのは、家康の鷹狩に相伴するほどの鷹数寄の者としての技量の高さから、秀吉の「御鷹」を預かる立場にあったのだろう。なお、特定の鷹匠流派との関係は確認できない。

2　池田久左衛門

諱は重成。もと摂津池田城主で、織田信長の命で荒木村重に属し、村重滅亡ののち、秀吉に仕え、従五位下・備後守に叙任された。摂津豊島郡内に 2780 石を知行した。秀吉の死後は家康に仕え、慶長 8 年（1603）に没した（『寛政譜』巻 267、5-75）。小牧・長久手の陣立書のなかに名がみえ（『秀吉』1287）、天正 15 年（1587）正月 1 日の九州出兵の陣立では前備に置かれ、鉄砲 90 を預かる（『秀吉』2072）。鷹との関係では、次の天正 16 年（推定）12 月 13 日付秀吉朱印状（『秀吉』2640）に名がある。

> 鴈鶴為可取飼、御秘蔵之御鷹共被遣候間、於其元可令馳走候、則池田久左衛門尉・津田次郎右衛門尉・佐々孫介、其外鷹師共被差遣候間、其地逗留中宿等申付、此書立之通兵粮・馬・大豆以下慥可相渡候、尾州并吉良へも、可相越之由、被仰付候条、成其意、其地台所入之人足ニ兵粮・馬・大豆持せ、何方迄も可遣候、随分可入念候、猶両三人可申候也、
>
> 十二月十三日　（朱印）
>
> 一柳伊豆守とのへ

つまり、秀吉秘蔵の「御鷹」を雁と鶴に取飼させるため、尾張・三河（吉良）方面に池田重成・津田次郎右衛門尉・佐々孫介の 3 人、および鷹匠を派遣するので、一柳直末に宿以下の手配をするようにと命じている。

同行した津田次郎右衛門尉については、織田の関係者ではないかと思われるが、不詳。「御鷹」預かり 22 人の内にも名はない。佐々孫介は、3 で解説するように、秀吉の鷹匠であった。

なお、重成の子重信は、秀吉に仕え、慶長 5 年（1600）以降家康に仕え、父の死後遺跡を継ぎ、従五位下・備後守に叙任されていたが、慶長 19 年に改易となった。

3　佐々孫介

孫助とも。諱は行政。天正16年（1588）3月20日付織田信雄宛秀吉書状（『秀吉』2449）によれば、秀吉は織田信雄に対し鷹狩の知識がある若い者を寄越してほしい旨を依頼し、可能ならば安井久三郎か佐々孫介のどちらかを所望するが、孫介が鷹を据えていては、与力は務まらないだろうから、同じ事なら孫介を渡してほしい、秀吉が鷹にあきれば孫介を信雄に戻す、と伝えた（『秀吉』2449）。「織田信雄分限帳」では、佐々は「青山ノ郷内」で200貫目を給されていた。**2**の池田久左衛門とともに、天正16年12月には尾張・三河方面に秀吉秘蔵の鷹を雁・鶴に取飼させるために出向いており、上記の依頼により信雄の元を離れ、秀吉の鷹匠として行動したことがわかる。

次の秀吉朱印状は年未詳文書（大阪城天守閣蔵）だが、佐々が秀吉から預かった鶴取の鷹を飼養していたことがわかる。

其方ニ在之鶴取之御鷹、早々すえさせて可差上候、路次中儀、入念可申候也、

子ノ刻

正月十二日　（朱印）

佐々孫介殿

このように佐々は秀吉から希少な鶴取の鷹を預けられており、鶴取のオオタカを扱う技術や知識を有していた優秀な鷹匠であったと判明する。

ところで、佐々については「鷹将ノ孫介」と記される（『時慶記』天正19年5月12日）。また、文禄3年（1594）正月に秀吉は関白秀次に日向鷹の巣鷹を返却し、尾張・三河領内で今後は秀吉が鷹狩をすることはないので、秀次が慰みとして鷹狩をすることを許可した。佐々はその旨を命じた秀吉朱印状に添えて秀次付家臣に宛てて書状を発給しており、その際には「御鷹師佐々淡路守書状」と記された。つまり、鷹匠頭（鷹師頭）とは記されていない点には留意が必要だろう。ちなみに、秀吉の意向を実際に秀次に伝える口上使者は、**5**の吉田主水が担当した（『駒井日記』）。

文禄2年10月4日に豊臣秀吉の参内があり、それに伴い、佐々は**4**の堀田権右衛門とともに諸大夫に任じられ、以後、佐々は淡路守、堀田は若狭守を称した。同年11月2日には堀田と交替で1人宛大坂城に詰めるように命じられており、三鬼清一郎はこの2人を秀吉十人衆の内に位置づけ、大坂城中の詰番を担当したと指摘した（三鬼清一郎2012）。

次の文書も年未詳だが、佐々が淡路守を名のるので、文禄2年以降の発給となる。（「富田仙助氏所蔵文書」）。

当年節分年を越候条、御鷹共正月廿日迄遣候て鶴合候て廿一日ゟ可打帰候、寒天辛労候、鷹匠何も得其意可申聞候也、

十二月廿日（朱印）

佐々淡路守とのへ

横井伊折とのへ

このように、佐々は豊臣政権の十人衆の1人として大坂城の詰番を堀田と交替で担当する一方で、鷹匠を引き連れて、実際に鷹の取飼に自ら出向いていた。佐々には鷹を鶴取に取飼することが強く求められていたのである。佐々が取飼に出た間の詰番はどうなっていたのか、また佐々がいかにして鶴取の鷹術を身に着けたのかなど検討すべき点は多いが、佐々が鷹に鶴を取らせる実践的な鷹術を持った優秀な鷹匠だったことは間違いない。なお、宛所にある横井伊折については**14**で検討するが、ハヤブサを得意とする鷹数寄の者であり、その技量を称賛した秀吉から全国どこで鷹狩をしてもよいとする特権を与えられるほどの優秀な鷹術保持者であった。その横井を同行させたのは、鶴取の取飼をする際に必要となる餌（小鳥）をハヤブサに取らせる目的があったのではないかと考えられる。

佐々は、秀吉の死後はその遺児秀頼に仕えていたが、慶長4年（1599）12月に家康が初めて摂津茨木で鷹狩をした際にこれに供奉した。その経緯を『御当家紀年録』では次のように記す。

十二月、　家康公初而為御放鷹　渡御於摂津茨木、佐々淡路守・堀田若狭守＜各秀頼鷹師頭＞、其外秀頼鷹師数多供奉之、織田有楽・細川幽斎・有馬法印・金森法印・青木法印・山岡道阿弥・岡江雪・前羽半入等奉従之、

ここでは、佐々と堀田を秀頼の「鷹師頭」としている。確かに、2人は連名で史料上に現われることが多く、秀吉・秀頼の「鷹師頭」のような存在だったとみなされるが、同時代的にそのような職名で務めていたのかどうかは既述のように留保したい。

「東照宮御実紀附録」巻24では、これを11月のこととし、「落穂集」を出典として、次のように記す。なお、山名隆弘は「お湯殿の上の日記」の記事から、この鷹狩は12月5日の実施と判断している（山名隆弘2006）。

世の中もやゝ静かなれば。増田右衛門尉長盛めして。我若年より鷹狩をもて楽とす。近年は故国を離れ当地に滞留して。何の暇もなきまゝ。鷹の据様だに忘れたり。此頃世も穏なれば郊外に出て鷹試み。少しはこゝろをも慰めむと思ふ。されど此折から鷹の一連だになし。其もとさるべく計はんにやと仰あれば。長盛うけたまはり奉り。いと易き御事なり。よきに計ひ申さんとて。太閤在世の時鷹の事司りし佐々淡路守。増田（堀

田の誤り、筆者補）若狭守に命じ。鷹師どもよび集め。よろづむかしの如く用意し。供奉には御心易き限りの織田有楽。細川幽斎。有馬。金森。青木の三法印。山岡道阿弥・岡江雪・前波半入（以下略）。

要するに、家康は世の中も治まったので、鷹狩をして慰みとしたいが、鷹1連すら持たないので、なんとか取り計らってもらいたい旨を豊臣五奉行の1人増田長盛に伝えた。すると増田は、秀吉の鷹を司っていた佐々と堀田に命じ、豊臣家の鷹匠を動員して家康の鷹狩に供奉させたという。

鷹好きで知られる家康が、上方滞在中に1連も自身の鷹を同伴させていなかったとは思われない。それゆえ、これは天下人秀吉のもとで高度な鷹狩技術を備えていた鷹匠たちに、家康が巧妙に接近した様子を伝える話だろう。

こののち、佐々は家康の側近くに使えるようになる。慶長5年（1600）と推定される8月12日付加藤清正宛徳川家康書状（『徳川家康文書の研究』）で、肥後在国中の清正に上方の状況を伝えた際に、津田秀政と佐々行政がその取次を務めている。慶長11年には、清正の娘古屋が榊原康勝に嫁ぐ際にも、清正は家康の側近くにいる佐々に対して差配を依頼していた（福田千鶴2018a）。

慶長18年には富田信高（伊予宇和島）が改易され、これに連座して佐々氏は改易となった（松尾美惠子2013）。「当代記」では、次のように記す。

佐々淡路守兄弟、近年在駿府しけるか、両人ながら此度改易也、是は信長・秀吉二代の鷹の上手也、依之大御所も信長の時より被加懇志し者也、

佐々淡路守兄弟は、近年は家康がいる駿府にいたが、この時、二人とも改易となった。これは信長・秀吉2代にわたっての「鷹の上手」であり、家康も信長の時代より懇ろにしていた者であったと説明する。信長・秀吉に仕えたとあれば、これは佐々行政のことをさすとみられる。

一方、「駿府記」では、次のように記す。

又佐々孫介、同内記所領被召放。依富田事也。

「当代記」とあわせて解釈すれば、孫介とは佐々行政であり、内記はその弟になるが、孫介と内記は行政の男子と理解できないこともない。というのも「佐々淡路守」は慶長12年8月に没し、その葬礼に浅野長晟が赴いている（北川・柏木2016、史料出典は「自得公済美録」）。

また、内記は諱を正重という。慶長10年9月11日に従五位下・内記に叙任され、その口宣案に佐々豊臣正重とある（『豊臣期武家口宣案集』）。慶長16年の二条城会見の際に秀頼に供奉した者のなかにも佐々内記の名がある（「秀頼上洛之次第」）。改易後に内記は病死し、子孫は前田家の家臣となった。兄の孫介は牢人となっていたが、大坂の陣では徳川方に内通したうえで大坂城に籠城したという（北川・柏木2016）。

いずれにせよ、秀吉の鷹匠であった佐々行政の関係者は、慶長18年に生じた富田信高の改易に連座し、政権中枢から脱落したとみなされる。

4　堀田（本多・本田）権右衛門

通称を孫七、権右衛門、若狭守。諱は一継。『寛政譜』（巻646、11-12）によれば、織田信長に仕え、のち豊臣秀吉に仕え、河内・近江国内で5000石を領した。はじめ本田を称し、のち堀田に復した。秀吉の死去後は、家康に仕え、慶長6年（1601）2月25日に近江甲賀・大和添下郡において3000石、3月5日に伊勢安芸・一志郡において880石を加増され、都合8880石余となり、駿府において家康の「御咄の衆」に列した。大坂の陣後は江戸近郊に「狩場」を与えられ、家康の放鷹に従い、巣鷹・弟鷹等を与えられた。家康の死後は秀忠の「御咄の衆」に列し、寛永2年（1625）に致仕、同7年6月25日没。享年81とする。

堀田に復すというからには、堀田→本多→堀田になったということなので、織田家に仕えていた際に堀田を名のっていたのだろう。「織田信雄分限帳」には、堀田権六・勝九郎・平七・九五郎の名をみるが、相互の関係はよくわからない。以下、堀田とするが、秀吉に仕えた間は本多（本田）を用いていた。『寛政譜』では豊臣家の鷹匠であったとの説明はないが、3の佐々孫介とともに豊臣家の鷹匠を務め、文禄2年（1593）10月4日に佐々とともに叙爵され、従五位下となり、権右衛門を改めて若狭守を称し、佐々と同様に大坂十人衆の1人として詰番を担当した。

次の秀吉朱印状（『秀吉』3851）は年未詳だが、佐々と堀田が叙任前なので、文禄元年以前となる。

坂井分介・河野藤佐衛門尉・伊藤九左衛門尉、両三人に奉行申付、たかつなさゝせ可申候、所々相改、念を入、能々申付、鳥上可申候也、

極月六日（朱印）

佐々孫介とのへ

本多権右衛門尉とのへ

内容から、坂井分介・河野籐左衛門尉・伊藤九左衛門尉の三人を奉行に任じ、高綱を差させて鳥を進上させるように命じたものである。

次の朱印状も関連する内容となる（『秀吉』3861）。

綱雁・同股毛鴨、如目録到来今日相届候、弥入精申付、可差下候、尚木下半介・佐々孫介・本多権右衛門尉可申候也、

十一月廿六日（朱印）

河野藤左衛門尉とのへ

酒井文介とのへ

伊藤九左衛門尉の名を欠くが、河野・坂井（酒井）に宛てて綱差で取った雁と鴨が届いたこと、さらに引き続き精を出して鳥を取って送ることを命じた。取次に名がある木下吉隆は文禄元年（1592）10月に大膳大夫に叙任されるので、天正19年（1591）以前の発給になる。12月26日には綱鳥が目録通り届き、皆々に辛労をかけた旨の秀吉朱印状が河野と坂井に宛てて発給され、これには木下1人が取次を担当した（『秀吉』3861）。

『豊臣秀吉文書集』ではこの3通を一連の発給とみなし、年次を天正19年と推定した。この冬、秀吉は尾張・三河方面で大鷹狩を催し、最大で3万7000と伝えられる多数の獲物を捕獲して京都に凱旋した。そのための獲物を高綱というワナで捕獲させたことに関する文書とみてよいだろう。

この大鷹狩において堀田が秀吉の側近くにいたことは、次の家康書状からも確認できる（『記録御用所本古文書』233、以下『御用所本』と略称）。

態令啓候、吉良へ被成　御座、御鷹野之御仕合、如何御座候哉、承度存、以大久保七郎右衛門申上候、猶、其元可然様御取合頼入存候、仍者欠帋子、八丈嶋之小袖進候、恐々謹言、

十一月廿三日　　御諱御書判

本田権右衛門殿

秀吉が11月に吉良に鷹狩に出向くのは天正19年のみである。本書状からは、堀田と家康が親しい関係にあったこともわかる。

なお、文禄2年閏9月19日付秀吉朱印状（「新修坂井遺芳」）で、河野藤三と坂井文介に宛てて、尾張国津島内の若山印松分30石、同高御堂之内の吉田喜左衛門尉分50石、計80石の代官に命じているので、上記の綱差も豊臣家の尾張鷹場内での綱差であったと考えられる。そのことは、次の秀吉朱印状からも確定できる（「同」）。

尾張国中為御鷹場、諸鳥事、雖被留置候、深田・大池・大川・海上ニ而、流もち高綱之儀者、猟師申付、鳥共捕之、無由断可進上候、猶佐々淡路守・本田若狭守可申候也、

文禄五

九月十五日　（朱印）

河野藤左衛門尉とのへ

酒井文介とのへ

秀吉は文禄3年9月と同4年9月に「諸国鉄砲打払令」を命じて諸国で鉄砲を打たせて畿内に諸鳥を集める一方で、尾張国に対しては①鉄砲で鶴・白鳥・雁・鴨その他の諸鳥を討つ事、②秀吉の許可なく私に鷹を使う事、③綱差・わな差等を使う事、を厳重に禁止していた。これへの対処として、深田・大池・大川・海上では綱差やワナを使って猟師に鳥を取らせて秀吉のもとに進上させるよう命じた（福田千鶴2018b）。その旨を伝える取次を引き続き佐々・本多が担当している。

また、年未詳6月14日付加藤清正宛秀吉朱印状（「阿部家蔵豊太閤朱印写」上33）では、清正から黄鷹3居を届けられた礼と清正の所に残し置いている鷹の鳥屋飼をよい頃合をみて命じるようにと伝え、その取次を本多権右衛門と佐々孫介が担当している。

また、次の秀吉朱印状は堀田（本田）が単独で取次を担当している（「志賀文書」）。

去年日向巣鷹令馳走、可致進上為届豊後迄上着旨、達上聞候、當年茂母鷹羽うら相見由候、其方相越名須申談、巣鷹見立進上仕候者、喜悦可思召候、猶本田若狭守可申候也、

卯月五日　（朱印）

志賀小左衛門尉とのへ

（封紙ウハ書）「志賀小左衛門尉（親善改名親次）とのへ」

若狭守とあるので文禄2年以降となり、日向巣鷹の進上についての返礼状である。

文禄3年10月16日に堀田は秀吉より加増されて3000石となり、内1000石は無役とされた（「和田家文書」『三重県史』資料編近世1）。

領知方、伊勢国一志郡八対野村千百弐拾六石五斗三升、同国安芸郡かうしへたみねし九百弐拾弐石七斗七升、同小野田内五拾石七斗、合弐千百石、為加増令扶助訖、本知九百石、都合参千石之内千石無役、全可領知候也、

文禄三

十月十六日　御朱印

本多若狭守とのへ

また、秀吉の死去する慶長3年には、4月3日付で山城国内3295石余の代官を命じられた（「和田家文書」）。以上、いずれも宛名は「本多（本田）若狭守」であり、堀田ではない。堀田一継は秀吉に仕えている間は本多（本田）を用いていた。

秀吉の死後は佐々の項でも述べたように慶長4年12月に家康が催した鷹狩に同行し、以後は家康の側近くに仕えるようになったとされるが、豊臣秀頼との関係も継続していた（『御用所本』239）。

秀頼様御祝言之儀付而、早々被承越、欣然之至候、委曲、大久保加賀守可申候間、不能詳候、謹言、

八月十一日　　御諱御書判

本田若狭守殿

祝言とあるのは、慶長8年（1603）の秀頼と秀忠長女千

との婚儀と推定される。『記録御用所本　古文書』では「徳川家康御内書」としているが、奉者が大久保忠常なので秀忠が正しい。この時、秀忠は江戸におり、秀頼と娘の祝言の様子を堀田から知らせてもらったことへの礼状である。この時、家康は上洛しており、それに堀田が同行していたと考えられなくもないが、家康は祝言には出席せず、距離を保っていた。よって、堀田は秀頼の祝言につき詳細を知ることのできる近しい関係にあったと考えられる。

慶長 13 年に家康は駿府城に移り、そこで進物の授受がなされるようになる。堀田は 9 月 25 日に小袖 2 と蒔絵の餌合子 10 を家康に贈り、「大和衆　本多若狭守」と記された（「当代記」）。駿府詰には「駿府詰衆」、秀頼の直臣は「大坂衆」と記されるので、堀田は秀頼の直臣とはみなされていなかったが、「御咄の衆」として駿府に詰めているわけでもなかったことがわかる。慶長 16 年に没する大久保忠常が奉者を務めた徳川秀忠内書 2 通（『御用所本』235・236）では、「本多若狭守」「本田若狭守」とある。家康の死後は駿府から江戸に移り、秀忠の咄衆となった。『本光国師日記』元和 3 年（1617）正月 5 日の条には「御放(ママ)衆」8 人が定められ、4 人宛が 1 日交替で秀忠の相手を務めることになり、そのなかに「本田若州」とある。いまだに堀田に復していない。元和 6 年閏 12 月 25 日付徳川秀忠内書では、宛所が「堀田若狭守」になっており、この頃までには堀田に復したようである（『御用所本』241）。寛永 2 年（1625）に致仕、同 7 年 6 月 25 日に没した。享年 81。

子の一通が家督を継ぎ、寛永 2 年 7 月 27 日付秀忠知行宛行状（『御用所本』237）では大和添下・河内丹南郡・近江甲賀郡内で都合 5384 石余を宛行われ、宛名は堀田兵部少輔とある。一通はとくに鷹関係の役職にはついていない。

以上のように、堀田一継は秀吉のもとでは佐々行政に次ぐ立場にあったとみなされるが、その鷹術については判明しない。しかし、家康・秀忠の「御咄の衆」に選出された彼の素養には、佐々とともに豊臣家における鷹の差配に中心的に関わることで蓄積された鷹に関する知識があったと考えても大きな間違いではないだろう。

5　吉田主水

家隆。また家澄とも。祖父は家久、父は家次。代々、織田信長に仕えた。信長の死後は信雄に仕え、高御堂内 130 貫目を領した（「織田信雄分限帳」）。『寛政譜』（巻 430、7-240～248）によれば、主水は織田信長、同信雄、豊臣秀吉に仕え、のち安藤直次に附属して家康に仕え、さらに尾張徳川義直に附属し、没年不詳とする。

長男多右衛門種久は家康に仕え、「御鷹師」を務め、現米 70 石、月俸 6 口を与えられ、のちに武蔵豊島郡内に加増されて采地 40 石余、現米 90 石余、月俸 6 口となり、寛文 3 年（1663）11 月 17 日没した。享年不詳。子の種次が遺跡を継いだが、のちに「御鷹師」減少の際に務をゆるされ、以後は同家から鷹関係役職につくことはなかった。

種久の弟市左衛門政形は別家を立て、織田信長に仕えた。子の政永（庄三郎・辰之助・虎之助・藤蔵）が家康に仕えて「御手鷹師」となり、廩米 100 俵、月俸 3 口となり、のち現米 60 石となり、寛文 9 年 4 月 23 日没した。ただし、「織田信雄分限帳」には、吉田藤蔵が「青山ノ郷サハ井キハ」にて 60 貫目を給されている。年齢からみて、これは政永ではなく、政形のことではないかとみなされる。

政永の子政成は家光の「御手鷹師」となり、寛文 9 年に遺跡を継いだが、天和 2 年（1682）3 月 21 日に「御鷹師」減少により小普請となり、元禄 7 年（1694）5 月晦日に没した。同家からも、以後は鷹関係役職につくことはなかった。

家隆の叔父喜右衛門家為（家次の弟）も信長に仕えた。『寛政譜』等にはないが、「織田信雄分限帳」には吉田喜助が「高御堂ノ内」で 100 貫目、喜右衛門が 90 貫を給与されている。家為の長男家政は喜助を通称とするので、家為・家政父子も信長死後は信雄に仕えていたとすべきだろう。その後、おそらく喜助家政は信雄の断絶後に家康に仕えるようになり、その子政勝が家康の「御手鷹師」となり、現米 40 石を得た。寛永 2 年 12 月 11 日に武蔵豊島郡内で新知 160 石を得て、寛永 5 年 4 月 20 日に没した。享年不詳。政寛―政時と続き、いずれも「御手鷹師」を務めたが、天和 2 年 3 月 21 日に政時が小十人に転じ、以後、同家から鷹関係役職につくことはなかった。

このように、織田信長の家臣だった吉田家からは鷹匠を輩出し、豊臣秀吉あるいは徳川家康に仕えるようになった。その後、5 代将軍綱吉による「御鷹」縮小により、鷹関係役職から離れることになったということになる。

ところで、主水の長男吉田多右衛門は、実は吉田流鷹術の開祖と比定される人物である。諏訪流から分かれて祢津流を創始した祢津松鶏軒（～1597 年 11 月 20 日没）の高弟の一人に数えられる。諱は家元、家久と伝わるが、『寛永伝』では多右衛門種久とし、生国は三河、「大権現につかへたてまつり、よく鷹の術に長ずるによりて、大権現薨逝のとき、殊にかたじけなき仰をうけたまはりて、台徳院につかへたてまつり、のち将軍家につかへたてまつる」と説明される。『寛永伝』における吉田家の譜で、鷹に関する記述はこれのみなので、種久が吉田流の開祖とされる多右衛門と同定されよう。また、『寛永伝』は多右衛門が生存中に作成された系譜であるから、諱は種久と確定できる。のちの鷹書等では、何らかの理由で家元・家久などと伝えられたと考え

るのが順当だろう。

さて、祢津流から分かれた吉田多右衛門が吉田流として固有の流派を称することができたのは、鶴取の技術を多右衛門が修得したがゆえと考えられる。吉田流と伝える鷹書は数多いが、そのなかで『鶴肉当テの心得当流口伝』（宮内庁書陵部蔵松平本）には、その首部に「然所吉田太左衛門と申者、段々戦国治国の鷹術の道を考馴方惣躰を致置ス、尤吉田流本家吉田次郎三郎ゟゆずり之書ハ古流也、親なくして子生すの古へを用て当流ハ口伝のみと可心得、書物ニは一ツも無之、去ルニより病治方斗りを委して鷹術ハ吉田流ニは一ツも無之ものにてしるへし（後略）」とあるという（三保忠夫 2016）。本書は吉田流の秘書とされており（宮内省式部職編 1936）、また「吉田太左衛門」とあるのは「吉田多右衛門」の書き誤りと考えられる。

なお、三保忠夫は上記で吉田流本家とされる次郎三郎につき考察を加えたが、特定するにいたっていない。可能性としては、①吉田多右衛門の先祖、②吉田喜右衛門家為 5 代目の孫養子次郎三郎政直、③8 代将軍吉宗が鷹狩を再興した際に紀州から連れて来た鷹匠の 1 人で将軍家吉田流の元祖となった人物、の 3 択の可能性を示したが、いずれとも判断材料に欠けるとしている。本稿もその判断は措くとしても、三郎次郎が伝える流派は古流かつ口伝のみで鷹書はなく、あっても鷹の病気治療を記した書のみと断じ、一方の吉田多右衛門の鷹術には「鶴肉当ての心得」があったとするところに注目したい。

いまだ十分な事例の蓄積が必要だが、16 世紀にオオタカで鶴や雁をとる技術が蓄積され、秘事口伝として伝承されるなかで、その鷹術を「知」として書籍に残そうという傾向が寛永年間（1624〜1621）にみられる（丸山大輝 2019）。そうした動向のなかで、吉田多右衛門が徳川将軍家の鷹匠として取立てられ、「鷹の術に長ずる」と称賛されるためは、鶴取の技術をもって鷹匠として仕えることが不可欠の要素だった。その鶴取の技術ゆえに、吉田流を学ぶ者は増えていったともいえよう。綱吉による中断期を経たあと、8 代将軍吉宗によって鷹狩が再興された際には、当吉田家によって吉田流が再興されることはなかったが、吉田流を学んだ者たちによる「吉田流」が将軍家鷹術として再定置されていくことになる。

6　野尻彦二郎

『寛永伝』によれば、野尻猪兵衛吉景は生国尾張で、織田信長に仕え、子の九郎右衛門吉正は豊臣秀吉に仕え、43 歳で病死した。子の七兵衛正元は豊臣秀頼に仕えたのち、大坂の陣後に家康・秀忠・家光に仕えたとする。『寛政譜』（巻 590、10-67）によれば、召し出されたのは元和 2 年（1616）とし、「御手鷹師」を務め、現米 40 石を与えられ、延宝元年（1673）9 月 4 日に没した。享年 79。子の平兵衛正護も「御手鷹師」だったが、天和 2 年（1682）3 月 21 日に「御手鷹師」の減少により、小十人組に移った。以後、同家からは鷹関係役人につく者はいなかった。

また、野尻六蔵重次は織田信長、豊臣秀吉に仕え、慶長 3 年（1598）6 月 28 日に没した。子の庄九郎重勝は、母方の真野を称し、秀吉に仕え、のち家康に仕えて「御手鷹師」となった。その子正友も家綱の「御手鷹師」となったが、天和 2 年 3 月 21 日に小十人に転じ、以後は同家から鷹関係役人につく者はいなかった（『寛政譜』989、15-360）。

彦二郎はこの両家に関わる者ではないかとみられるが、詳細は不詳。「織田信雄分限帳」には、野尻六蔵が「ウフク寺石ハシ両郷ノ内」で 60 貫目、野尻彦太郎が「尾州上すへ郷内」で 250 貫文、同源助が同所で 150 貫目を給されている。

7　蜂屋一（市）左衛門

通称は市左衛門。諱は栄宅。『寛永伝』によれば、父は市左衛門栄勝、織田信長に仕え、弘治 2 年（1556）稲生合戦で討死した。栄宅は、尾張無津市村の生まれで、慶長 5 年（1600）の関ヶ原合戦後に家康に仕え、同 9 年に没したとする。『寛政譜』（巻 296、5-242）では、天正 18 年（1590）4 月 23 日に家康に召し出されたとし、いずれも織田信雄・豊臣秀吉との関係を記していない。

しかし、「織田信雄分限帳」では「蜂屋市左衛門」は「インハノ郷内」で 280 貫文を給されており、天正 19 年 4 月 23 日に秀吉から近江愛智郡吉田村内 500 石を宛行われている（『秀吉』3655）。同日には同じ信雄旧臣の安井次右衛門・真野新太郎・真野駒蔵・吉田平内等も秀吉の知行宛行状が発給された。そのうち、真野新太郎は織田信雄の改易後の天正 18 年 9 月 7 日に知行安堵を受け、その後、検地の結果を受けて天正 19 年 4 月 23 日に所付を確定した知行宛行条の発給となった。市左衛門もこうした動向のなかで取立てられたことをうかがわせる。

市左衛門栄宅の死後は、栄包―栄次―正勝と続き、代々「御手鷹師」を務めたが、天和 2 年（1682）3 月 21 日に小十人組となり、以後は同家から鷹関係役職につく者はいなかった。

栄包の長男正成も家康に仕えて「御手鷹師」となり、正仍―正易と続き、代々「御手鷹師」を務めていたが、天和 2 年 3 月 21 日に小十人組となり、以後は同家から鷹関係役職につく者はいなかった。

栄宅の長男伝右衛門栄正は家康・秀忠に仕え、「御手鷹師」を務め、栄知―栄之と続き、代々「御手鷹師」を務めていたが、栄之が天和2年3月21日に小普請となり、以後は同家から鷹関係役職につく者はいなかった。

8　安井二(次)右衛門

「織田信雄分限帳」では、「安井次右衛門」は「ヲハタ大永寺郷内」で245貫を給されている。天正19年（1591）4月23日に秀吉より「安井次右衛門尉」に近江愛智郡中一色村418石を与えられた（『秀吉』3663）。よって、安井も信雄の改易後に秀吉に鷹匠として仕えることになったと考えられる。秀吉が織田信雄に打診をした安井久三郎との関係は不詳。

9　落合藤右衛門

『戦国人名辞典』によれば、「豊臣秀長・秀保の臣。文禄元年（一五九二）の朝鮮出兵に際して肥前名護屋城の警備にあたった。同三年、秀保の死後、豊臣秀吉に仕えて二百石を給された。秀吉死後の慶長四年（一五九九）、大老連署で替地二百石を大和国十市郡高家村に与えられた」と説明する。慶長4年8月7日付で200石の替地を命じた大老連署奉書の写が『毛利家文書』三に伝来するが、詳細は不明。

10　真野新太郎

重則。また勝重とも。通称は、新太郎・長三郎・惣右衛門。『寛永伝』では、生国を尾張清須とし、家康・秀忠・家光の三代に仕えたとする。『寛政譜』（巻583、10-18）では、家康に仕え、「御手鷹師」となり、天正19年（1591）4月22日に近江国愛智郡内で100石余の朱印を与えられたとする。また、同家は重則の曾祖父重政の代から織田信長に仕え、祖父重吉は元亀2年（1571）に没し、父重家が慶長7年（1602）より家康に仕え、寛永2年（1625）に没したとする。

このように織田信雄・豊臣秀吉との関係は一切記されないが、「織田信雄分限帳」には真野新太郎は「ウフク寺・石ハシ両郷内」で50貫を給されている。よって、信長の死後は信雄に仕え、信雄の改易後の天正18年9月7日に秀吉から近江の知行130を朱印状で保証され（『秀吉』3446）、翌19年4月23日の秀吉朱印状において近江愛智郡北花津（沢）村で130石の所付を得た（『秀吉』3661）と修正する必要がある。慶長8年より家康に仕え、寛永16年に没した。享年58。

重則の子惣左衛門勝政は寛永8年より家光の「御手鷹師」となり、子の勝清も家綱の「御手鷹師」となったが、貞享3年（1686）10月5日に「御鷹」が廃せられ、務めをゆるされた。以後、同家から鷹関係役職につく者はいなかった。

また別の系統の真野家に、織田信長に仕えた太郎右衛門正俊の系列があり、子の駒蔵正次は織田信雄に仕え、天正14年（1586）7月23日は信雄から「尾張西溝口郷」で178貫500文を宛行われた。信雄の改易後は秀吉に仕え、天正18年9月7日には近江国にて180石を与えられ（『秀吉』3445）、翌19年4月23日に近江国愛智郡殿村170石の所付を得た（『秀吉』3660）。慶長2年（1597）3月14日には同郡大学寺村140石に替地となった。のち、家康に仕え、元和8年（1622）8月12日に没した（『寛政譜』巻988、15-355、『御用所本』下-1667～1680）。

これとはまた別の系統の真野家に、織田信長に仕えた善右衛門有国の系列があり（『寛政譜』989、15-360）、秀吉・秀頼に仕え、慶長10年（1505）8月25日没した。その子七左衛門有春も秀吉・秀頼に仕え、大坂の陣後の5月25日に伏見城で家康に対面し、現米60石余を与えられ、「御手鷹師」となり、寛永6年（1629）4月24日に没した。享年39。有貞―定候と「御手鷹師」を務めたが、天和2年（1682）3月21日に定候が小十人組に転じ、以後は同家から鷹関係役職につく者はいなかった。

11　吉田平内

尾張藩の系譜集『士林泝洄』によれば、平内の父左衛門佐は織田信長に仕え、尾張国中嶋郡高御堂村で永楽100貫目を領し、元亀2年（1571）9月12日に没した。平内は、織田信雄に仕え、「織田信雄分限帳」では「イナヘウノウ」で5貫目を給された小禄家臣となっている。信雄の改易後は秀吉に仕え、天正19年（1591）4月23日に近江愛智郡南蚊野村内で100石を秀吉から宛行われた（『秀吉』3666）。のち家康に仕え、家康4男松平忠吉に附属され、関ヶ原合戦後に先祖の旧領をもって尾張高御堂村に300石を与えられた。御鷹匠頭として御鷹同心17人を預かり、忠吉の没後は家康に仕えたが、家康9男尾張徳川義直に附属され、慶長16年（1611）8月15日に没した。以後、子孫は代々尾張徳川家で御鷹匠役を務めた。

東京国立博物館蔵『鷹師系図』では、諏訪流の「諏訪因幡守頼水」の下に「吉田平内」が置かれ、祢津流の「祢津神平松鷗(鴎)軒信春」の下にも「吉田平内」があることから、平内は諏訪流と祢津流の鷹術2流を承継したものと理解されている（三保忠夫2016）。

なお、吉田流開祖の多右衛門との関係は不明ながら、同

じ高御堂村を旧領としている点で、遡れば系譜を一にすると推定される。

12　吉田小五郎

「織田信雄分限帳」では、高御堂内にて 60 貫目を給与されている。なお、同史料で高御堂内に知行を与えられた吉田氏には、主水・喜助・小次郎・小五郎・喜右衛門・小兵衛の名がある。相互の関係は不詳。

13　寺尾千三郎・野村助六・大桑加兵衛・吉岡与八郎・吉田藤介・万部弥五八・だい木市介・森本喜介・名古屋九蔵・堀与七郎

いずれも詳細不詳。今後の検討にまちたい。

14　横井伊織

秀吉の「御鷹」預かり 22 人に名はないが、横井伊織は当該期の鷹狩文化において重要な人物と位置づけられる（以下、東京大学史料編纂所蔵写真帳「横井系図幷家譜」、『八開村史』資料編 2、1996 年）。

横井家は北条高時の次男相模二郎時行（？～1353）が鎌倉において殺害され、時行 4 世の孫源五郎時利が流浪して尾張愛知郡横江村に移住し、其子孫源五郎（のちの掃部介）時永が「江の水は干ばつする事もある」として北条から横井と改め、村の名も横井村と呼ぶようになったという由緒を称するが、履歴が確実となるのは横井家初代とされる時永からである。時永は横江村から同国海西郡八開村に移住し、赤目城を築き、同地域に勢力を伸ばし、永正 16 年（1519）9 月 24 日に没した。2 代時勝は足利義輝に仕え、永禄 11 年（1568）11 月晦日没。3 代雅楽介時延は足利義輝に仕え、のち織田信長に仕え、天正 2 年（1574）7 月 23 日に信長が 3 万余騎を率いて伊勢長嶋城を攻めた時、津田大隅守・水野下野守等と数千騎を率いて篠橋城を攻め落とし、同年 9 月 29 日には長嶋城を落城させた。同 7 年 5 月 25 日（又は 20 日）の丹後水上八幡城攻で討死した。

4 代伊織介時泰は家領のうち 4000 石を弟に配分し、残る 1 万 6100 石を領し、織田信長に仕えた。天正 2 年 6 月 7 日付信長黒印状が伝来する。信長の死後は織田信雄に仕えた。「織田信雄分限帳」には、横井伊織は 1800 貫目を給されている。よって、おそらく信雄の改易後に時泰は豊臣秀吉に仕えることになったのだろう。横井家の「御家譜」によれば、「時泰遊猟を好む、鶻鷹を放て令捕鳥禽、其品格甚妙也、秀吉公放鶻之絶倫なるを感給ひ、何国何邑ニ而も鷹を放ちて不苦旨被仰渡、御朱印を被下、于時天正十九辛卯年十二月六日也」と記す。次はその時に与えられた朱印状である。

其方事、鷹被成御免候条、於何方もつかい可申候也、
十二月六日（秀吉朱印）
横山伊折介とのへ

天正 19 年 12 月は秀吉が大鷹狩を催し、京都に凱旋するために多くの獲物数を必要としていた。よって、これは天正 19 年冬に限った時限立法だった可能性もあるが、横井家は全国のいかなる場所でも鷹を使ってよいとする天下御免の朱印状を手に入れたことになる。また、秀吉が称賛した時泰の鷹術が鶻（ハヤブサ）を用いるものであったことは注目される。

なお、既述のように秀吉の鷹匠は佐々行政と堀田一継の 2 人が諸事を差配することが多かったが、3 の佐々の所でもとりあげた 12 月 20 日付秀吉朱印状では、横井も秀吉の鷹匠として行動し、しかも鶴取の取飼を分担していた。

「御家譜」等では、秀吉の死後は徳川家康に仕えたとする。「横井家文書」には家康発給文書 6 通を伝来しているが、これらは天正 12 年（1584）の小牧・長久手の合戦で家康側に通じた際の書状、および慶長 5 年の関ヶ原合戦でも徳川方に加担したことの感状である。家康からは本知とは別に隠居料として 3000 石を与えられ、赤目城地が年々川欠になるため落伏村へ移住したとするが、年月はわからないと伝える。慶長 12 年（1507）7 月 2 日に没し、赤目浄土真宗光耀寺に葬られた。

嫡子時輝は信濃守を称し、父の家督を継いだが、家康からその「性質勇硬」で礼法に合わないとして、伊勢朝熊へ配流となった。ところが、配所を出て洛中に入って狼藉をしたので、慶長 14 年 9 月晦日に誅罰を命じられた。4 男の時安（伊折介）が家督を継ぐことをゆるされ、家康から格別の家柄として兄の家領の内半知の 5800 石を与えられ、名跡を継いだ。のち、尾張に入部した徳川義直（家康 9 男）に付けられ、家康から与えられた朱印状を義直に返上し、元和 6 年（1620）9 月 1 日付で義直から黒印状を与えられたとするが伝来しない。時安はとくに鷹を得意としたとの記述はないが、「鶻鷹之活捉図画」は「甚妙」であったとする。剃髪後、甫入と改め、正保 4 年（1647）3 月 20 日に没した。享年 50。以後、横井本家は幕末まで大番頭・年寄列として継続し、「鷹の家」としての由緒を主張した（山﨑久登 2019、2020）。

横井家には「鷹の書」と外題を持つ小横帳の鷹書 1 冊を伝来する。内題に「養隼方」とあり、ハヤブサの飼育法につき 31 項目を掲げる。尾張藩医官の堀杏庵（1585～1642）の序文を載せ、奥付には「寛永八年辛未六月吉辰」の日付

と「横井源五郎平時永・横井丹後守時勝・横井雅楽介時延・横井伊折介時泰・横井信濃守時家」と歴代の名を記し、最後に「横井伊折介時安（書判）」の署名がある。これによれば、初代時永以降、ハヤブサの飼養を相伝してきたと伝承し、その鷹術の「知」を鷹書として書籍化したのは寛永 8 年（1631）であった。なお、巻末には次のようにある。

> 此一帖、多年、以鍛錬、作一巻書、養隼仕法、尤可也、一家之仁、末代為宝書、成如此撰書者也、自是、無他聊以不可及他見者也、

本書は末代まで他見を禁ずとした。しかし、宮内庁書陵部所蔵松平本一冊が伝来しており、他見を許している（三保忠夫 2016）。

横井家は時泰の次弟時雄の系列が紀伊徳川家に仕えて紀伊横井家となり、三弟孫右衛門時朝の系列が尾張国海西郡藤ケ瀬で 1208 石を領し、藤ケ瀬横井家として続いた。宝永 4 年（1707）7 月に藤ヶ瀬横井家の孫右衛門時衡がまとめた「古今亀鑑」には次のようにある。

> 揚鷹
>
> 誰ニテ候哉、横井家先祖之人、生駒が池清須ノ事也と云所を通リけるに、その折節、蟹江村より清須へかよふ魚売之帰さまに、是も此所ヲ通りけるに、折節に池上に隼舞有之ニ、件之池□（虫ハミ）鴨を持棒にて追立ける間、此隼則鴨を取故、此鴨を追落けると也、又有時ハ棒を振見せ候へは、隼遠方よりも池之上ニ来ぬ、此様子を先祖之人見考て、揚鷹と云事を工出しける、されハすける道ニかた寄時ハ必有、加様之事ニ而、鷹之功者横井之家ニ有様ニ浮世に云伝へたり、<u>其わさを職としたる事ハ其頭無之也、</u>

誰とは特定できないが、横井家の先祖の 1 人が清須の生駒ヶ池を通った際に、ハヤブサが棒の音に驚いて飛び立った鴨を追い落とした。別の日には、某を振り回すと遠方よりハヤブサが池の上に来るようになった。これを見た先祖が揚鷹という技を創り出した。これにより、「鷹之功者」横井家として知られたが、この技を職としたことはない（傍線、筆者補）、という。

これに信を置くならば、横井時泰は豊臣家の鷹匠という職について行動したのではなく、鷹数寄の者として鷹術を提供していたと位置づけるのが正しいのかもしれない。尾張徳川家においても、鷹匠として仕えたわけではなく、あくまでも大番頭・年寄列としての役割を果たしていた。

一方、時泰の四弟作左衛門尉時久は、大坂の陣後に尾張中嶋郡祖父江村で 1900 石を与えられ、尾張徳川家の鉄砲頭・隼方鷹匠頭を務め、寛永 20 年（1643）11 月 29 日に没した。熊本大学附属図書館寄託永青文庫には横井時久作「隼之書」一冊が伝来し、内題に「隼ノ上鷹心持之事」とあり、奥書によれば慶長 15 年（1610）に時久が細川内記（忠利、当時は豊前小倉の大名細川忠興の世嗣）の懇望により書付けて相伝させたものという。本書は宮内庁書陵部松平家本にも伝本がある（三保忠夫 2016）。

この家は代々、尾張徳川家の隼方鷹匠頭を務め、後年には「祖父江の竿鷹」として名を馳せ、『尾張名所図会』では、「横井十郎左衛門の先祖作左衛門時久が鍛錬して仕出した鷹術であり、子の小平太時之も鷹功者であったが、鷹匠頭として召し出されるのを固辞し、弟の猪右衛門にこの術を譲り、今も絶えずして同家に伝わる」と説明される。

横井本家の「鷹の書」の第一条にも「揚げ鷹」の記述があり、「古今亀鑑」にも横井家の先祖が工夫した鷹術としているが、「祖父江の竿鷹」はそれにさらに独自の工夫を加えたものと理解されるかもしれない。

とはいえ、秀吉から天下御免の鷹狩特権を認められた横井時泰であったが、これに家康は親しく接しながらも、将軍家の鷹術として積極的に取り込もうとはしなかった。その理由は様々にあろうが、家康からすれば横井家の鷹術がオオタカで鶴を取るという要求を満たすものではなかったという点が大きかったのではなかろうか。

15　小林民部

『寛永伝』によれば、諱は家孝。生国は近江で、豊臣秀吉および秀頼に仕え、慶長 17 年（1612）8 月 14 日に没し、享年 82 とする。『寛政譜』（巻 1034、16-167）では、通称は民部、初め家次、のち家鷹。織田信長に仕え、「鷹の道」に鍛錬し、その誉れにより、信長の命で名を「家鷹」に改めた。その後、豊臣秀吉・秀頼に仕え、慶長 17 年 8 月 14 日に没した。享年 82 とし、『寛永伝』とほぼ同じ内容である。長男元良は鷹司家に仕えた。次男元長は豊臣秀頼に仕え、のち居士となり、慶長 10 年に徳川家康に召し出され、大番となった。以後、徳川家に歴代仕えたが、いずれも鷹関係の役職にはついていない。

ところで、『寛永伝』『寛政譜』では触れていないが、小林家孝は室町幕府 15 代将軍足利義昭の側近で奉公衆として活躍した人物である。天正 6 年（1578）から同 10 年にかけて義昭の命を受けて毛利輝元や小早川隆景との交渉役を担っており、鞆幕府の一員として活躍していた（藤田達生 2010）。本能寺の変後も義昭のもとで行動し、天正 11 年には土佐の石谷光政・頼辰への使者を務め、義昭の帰洛の手立てを画策している（浅利尚民・内池英樹編 2015）。よって、信孝が信長に仕えていたような形跡は確認できない。また、いずれの文書でも署名は家孝とあり、晩年の慶長 16 年（推定）4 月 22 日付の書状でも小林民部少輔家孝

と署名がある（「薩藩旧記」66-823）。よって、信長から与えられた「家鷹」を名のったという由緒も同時代史料から確認することはできない。さらに『本光国師日記』慶長19年正月2日条によれば、「小林民部極月十四日死去之由。主膳殿書中ニ申来」とあり、没年を慶長18年12月14日とする。実際に、慶長18年中に崇伝と家孝は頻繁に書状のやりとりをしており、没年は慶長18年12月14日が正しいとすべきだろう。よって、『寛永伝』『寛政譜』の記事は、信頼のおける内容とはいえない。

なお、小林家孝が秀吉の鷹匠として行動した様子はないが、「鷹の道」に秀でていたことは確かであり、次の慶長5年（1600）と推定される2月17日付島津家久（少将）宛島津維新（義弘）書状に次のように評されている（「薩藩旧記」49-1048）。

猶々無御由断、御鷹師御上せ有へく候、

従　内府（家康）様貴所（家久）へ、若大鷹を拝領させられ候、一段見事之御鷹不及申候、尤今度　竜伯（義久）様御鷹同前ニ下し申度候へ共、遠路船中之儀、御鷹二連とハ彼御鷹師も合期可難成と存、先拙者預りをき候、此元にてハ小林民部少輔（家孝）殿なと功者之人衆多々御座候間、彼是御気遣あるましく候、早々当毛まへに御鷹師御のほせ候て可被食下候、恐々謹言、

つまり、家康から国許の鹿児島にいる家久に当歳のオオタカが贈られた。かなり見事な鷹であり、義弘の兄義久が拝領した鷹とともに国許に下したいが、遠路船中で鷹2連の面倒をみるのは鷹匠も難儀なので、まず義弘が家久の鷹を預かり、別の鷹匠を換羽前に上京させるようにと指示した。その一方で、上方には小林家孝など「功者之人」が多くいるので安心するようにとも伝えた。

こののち、このオオタカは病気となり、小林に「養生」を頼み、灸を2度もすえてもらったが、鹿児島にはしっかりとした鷹匠がいないことを承知しているので（「国元へ然々之鷹師無之事我等存候間」）、今の状況では国許に下すのは難しいのではないかと、伏見にいる義弘は4月18日付の書状で国許の家久に伝えた（「薩藩旧記」49-1093）。

秀吉の鷹匠を務めた佐々行政や堀田一継が家康側に移ったのちも、家孝は大坂城の秀頼の側近くに仕え、披露役を担当していた（「南禅寺文書」「蜂須賀家文書」）。その一方で家康とも交流があり、鷹を毎年拝領する関係が構築されていた。慶長10年（1605）と推定される6月29日付小林家孝書状には、次のようにある（「薩藩旧記」59-70）。

（前略）拙者式何かと隙無御座候へ共、于今鷹持絶不申、殊更　大御所（家康）様より毎年巣児鷂拝領仕、外聞実儀忝次第ニ御座候、雲雀御進上之鷂をも拝領仕年も御座候条、拙者数寄故と忝御事、心底可被成御察候、（後略）

家孝は忙しく過ごしているが、今まで鷹所持を絶やしたことがなく、とくに家康から毎年雛の児鷂（雄のハイタカ）を拝領し、雲雀をとって進上するための鷂（雌のハイタカ）を拝領する年もあり、これは家孝の「数寄故」、つまり鷹数寄の者であるゆえと説明する。このように家孝は家康を通じて鷹（雌雄のハイタカ）を入手していたが、オオタカではなかった点に留意する必要がある。島津家からオオタカの治療を依頼されており、鷹一般の病気に関する知識を保持している数寄者ではあったが、実際の鷹狩で用いることができる鷹はハイタカだった。鷹数寄の者として著名な家孝と交流を持ちながらも、家康が家孝の招聘にそれほど執心しなかったのは、その辺りに理由があったとみなせよう。逆に、鶴取の鷹を取飼できる佐々行政は、何としても家康が手元に置いておきたかった人物だったという構図がみえてくる。

鷹所持に苦労しないとした家孝であったが、犬の入手には苦労したようで、慶長10年（推定）11月5日付の小林家孝書状で、島津義弘に対して犬を所望した（「薩藩旧記」59-124）。

（前略）

一、珎敷御鷹御所持被成候哉、切々御遊山奉察候、拙者事も于今鷹共所持仕候、乍去可然犬無御座候故、物数仕候事不相成体ニ御座候、畏可然御犬御座候ハヽ、拝領仕度念願御座候、（後略）

鷹の所持には事欠かないが、犬がいないため「物数」（鷹を使う回数）が限られると伝え、犬追物で知られる島津から犬を得ようとする経緯があった。

このように、家孝は豊臣秀頼の側近でありながら、鷹を通じて徳川家康や島津義弘といった諸大名と交流を持ち、鷹に関する知識を提供していた。かつ、家孝は鷹数寄の者として自他ともに認めていたが、横井伊織と同様に鷹匠として仕えていたわけではなかった。鷹数寄の者と職業としての鷹匠は峻別して理解する必要がある（堀田幸義2018）。

16　吉田助左衛門尉・入江助右衛門尉・稲田半四郎

慶長16年（1611）3月28日に豊臣秀頼は二条城で徳川家康と会見する。その際に秀頼に同行した一行のなかに御鷹8据（内、鷂2据）があり、「御鷹師頭」として吉田助左衛門尉・入江助右衛門尉・稲田半四郎の3名が記される（毛利家文庫「秀頼御上洛之次第」）。

吉田助左衛門尉については、詳細不明。

入江助右衛門尉は、『寛政譜』（巻888、14-222）によれば駿河国入江郷の出身により入江を称し、代々、摂津高槻

城主であったという。助右衛門春澄は秀吉および秀頼に仕え、慶長 20 年 5 月 7 日に大坂城にて討死した。享年 65。子の源蔵春重も秀頼に仕え、大坂落城後の 5 月 27 日に家康に召し出され、「御手鷹師」となり、寛永 3 年（1626）4 月 5 日に没した。春正―春興と続き、代々「御手鷹師」をなったが、天和 2 年（1682）3 月 21 日に「御鷹」減少につき、務をゆるされた。以後、同家より鷹関係役職につく者はいなかった。

稲田半四郎も詳細不明。ただし、『寛永伝』『寛政譜』（巻 944、15-111）によれば、稲田喜左衛門正時が織田信長に仕え、さらに豊臣秀吉・同秀頼に仕え、慶長 15 年 6 月 8 日に 60 歳で没した。その子、喜蔵正勝は、秀頼に仕え、大坂落城ののち 5 月 25 日に家康に召し出されて「御手鷹師」となり、現米 80 石および月俸を与えられ、京都御幸町に宅地を与えられた。家康死後は、毎年 9 月から翌年 3 月まで江戸に下って奉仕し、寛永 11 年 6 月 16 日に 48 歳で没したとする。通称に半四郎とはみえないが、経歴からして喜蔵正勝が半四郎に相当すると推定される。「織田信雄分限帳」には、稲田喜蔵が「サカウノ郷内」で 120 貫を給与されており、これは正勝の父正時ではないかと推定される。正勝の子正信は遺跡を継いだ際に 10 歳の幼少であり、寛永 16 年より「御手鷹役」をつとめ、父同様に毎年、参府していたが、万治 2 年（1659）より江戸に移り住んだ。天和 2 年 3 月 21 日に「御鷹」が廃せられ、務をゆるされて小普請となった。勝政―叙集と続き、叙集は享保元年（1716）9 月 16 日に「御鷹匠」となり、同 3 年に小十人に准ぜられ、同 9 年 4 月 26 日より「御鷹匠目付」を務めたが、同 12 年 2 月に家重が鷹狩に行き、叙集に預けていた岩崎という鷹の餌飼がよくなかったということで出仕をとどめられた。叙集の子安都は享保 8 年 5 月 29 日より御鷹匠の見習いを務め、同 14 年 11 月 11 日に遺跡を継ぎ、「御鷹匠」となったが、寛延 3 年（1750）6 月 19 日に務を辞し、明和 4 年（1767）2 月 11 日に没した。以後、同家から鷹関係役職につく者はいなかった。

このように、大坂の陣において籠城した秀頼の「御鷹師頭」を家康が召し出し、また稲田に関しては鷹狩の季節となる 9 月から 3 月の間に江戸に下向させるという特殊な家として存続させた。これも、鷹狩の技術ゆえに優遇されたものと推察される。

おわりに

豊臣秀吉の「御鷹」を預かった 22 人を中心に、関連する人物を含めて、秀吉の鷹匠に関する検討を進めてきた。全容の解明には至らず、断片的な群像からの分析となり、また近衛前久ら公家の鷹狩文化との関係を検討することを課題として残すが、豊臣秀吉の鷹匠の概要についての筋道は理解できるようになったと考える。すなわち、秀吉の鷹匠の中心的担い手は織田信長の旧臣たち（佐々・堀田・吉田・野尻・蜂屋・真野・安井）であり、そのなかから徳川将軍家の鷹術として重用される吉田流が出てくるという流れである。

まず、豊臣秀吉が鷹狩を開始するにあたり優秀な鷹匠が必要となり、織田信雄から佐々行政を譲り受けていた。その後、信雄が改易されると、秀吉はその旧臣たちを鷹匠として取立てていった。これは織田信長のもとで、実践的・経験的に鷹狩の技を蓄積していた者たちを秀吉の鷹匠として吸収したものと位置づけられる。

秀吉の死後は、鶴取の鷹術を持つ佐々行政をはじめとして、豊臣家の鷹匠は徳川家に召し抱えられていった。その時期は、秀吉死後、関ヶ原合戦後、大坂の陣後と段階差はあったにせよ、家康は大坂城に籠城した豊臣秀頼の鷹匠ですら戦後に召し抱えるなど、豊臣家に蓄積された鷹狩の技術者を積極的に受け入れていった。その一方で、鷹数寄の者として著名であっても、ハヤブサを専門とする横井時泰やハイタカ中心の小林家孝とは交流を持つのみであった。秀吉の鷹匠のなかで中世以来の伝統的な鷹術流派を標榜する者は、管見の限り諏訪流と祢津流の承継者とされる吉田平内のみだが、その平内の家系は徳川将軍家に採用されることはなく、尾張徳川家の鷹匠になった。オオタカを重視する鷹狩文化への移行は、天下人の鷹匠取立てにおいても大きな影響を与えていたのである。

よって、秀吉や家康が重視したのは、信長のもとで実践的な鷹狩技術を身に着けてきた織田家の鷹匠たちを掌握し、なかでも鶴取の技術を持つ鷹匠を確保することで、恒常的に鶴取を実現することにあった。中世以来の伝統的な鷹術のみでは、このような新たな鷹狩文化に対応できなかったからである。

この点につき事例を補っておきたい。鷹の愛好者として知られる細川忠利（肥後熊本）は、寛永 13 年（1636）12 月 14 日付で鍋島勝茂（肥前佐賀）に次のような書状を送った（『細川家史料』20-3501）。

> 鶴御取飼被成度候而、大鷹一連居させ被下候、我等者ニ取飼候様ニと被仰越候、我等鶴を取候鷹も何も余所ゟ参候鷹にて御座候間、旁御鷹師衆しゝあてられ候様ニ可申候、鷹場之儀者何ゟ安儀にて御座候、神そ我等あわせ候場ニ而とりかい参候様ニと可申渡候、次、隼之~~御~~鷹師来春も可被借下由、扨々~~可被~~忝存候、きつと巣鷹之取飼見習可申と過分無申計候、（後略）

勝茂は鶴取の見込みのあるオオタカ 1 連を忠利に贈り、

細川側で取飼するようにと伝えてきた。これに対し忠利は、自身が所持する鶴取の鷹はいずれも余所から貰ったものなので、鶴取にするための肉当（ししあて）は（鍋島側の）鷹匠にお願いしたい、細川の鷹場にもその旨を申し渡した、と伝えた。後段では、ハヤブサの鷹匠を来春も引き続き貸してくれるように勝茂に頼み、巣鷹の取飼を必ず見習わせたいとも伝えた(1)。

このように、鷹狩愛好者として知られる国持大名であっても、いまだ鶴取にするための鷹術を自前で確保できず、鶴取という狩猟行為は貰い物の鷹で営んでいた状況がわかる。いかに鶴取・雁取の鷹術保持者を自前で確保することが難しかったかということである。これは裏をかえせば、鶴取・雁取の鷹術保持者を掌握することに、いかに天下人が腐心せねばならなかったかのかという問題を顕然化させるし、天下人から鶴取・雁取の御鷹を下賜されることがいかに名誉なことであったのかも容易に理解できるようになる。

この問題を当該期の鷹をめぐる「知」の世界に広げて俯瞰するならば、16 世紀の鷹狩文化において重要人物とされる祢津松鷁軒をいかに位置づけるかが重要な鍵となろう。松鷁軒は秀吉が死去する前年に没しており、秀吉と同時代人とみなされるが、現段階では豊臣秀吉との接点は確認できない。また、松鷁軒が徳川家康に仕えたとする由緒も、あくまでも伝承としての留保が必要ではないだろうか。祢津流に関しては近年研究が大きく進んでいるところではあるが（二本松泰子 2018）、松鷁軒について今後は史実としての検証がより必要とされよう。

というのも、松鷁軒の鷹術はその名に象徴されるように、中世で盛んに用いられたハイタカであった可能性が高く、家康がその鷹術に執着したとは考えにくい。宮内省式部職編『放鷹』においても、「祢津松鷁（鴎）軒記には鷹の名称・毛名所・班かはり見様・鷹狩・鷹架・架衣・鷹の繋ぎやう・鳥屋の事・大緒・足緒・をき縄・餌袋の事より鷹の禮義に関することを箇条書とせるもの」とあり、鶴取・雁取にとって重要な肉当に関する内容を含んでいない。よって、ここに鷹の知識として学ぶべき内容はあり、礼法等に尊重するべき点は多くあるにせよ、これのみでは鶴取・雁取という時代の要請に応える鷹術を修得できないことは明白である。実際に松鷁軒と家康との交流はあったのかもしれないが、松鷁軒が確立した段階での祢津流には徳川将軍家の鷹術としての地位を獲得する要素を持ち得ていなかったのではないか。

要するに、16 世紀における鷹狩文化がハイタカからオオタカへと大きく変質する流れのなかで、鶴取・雁取の鷹術を実践的・経験的に獲得した者たちのなかから新たな鷹術流派が創出されていった。これこそが、吉田多右衛門が祢津流から吉田流を分岐させることのできた大きな要因だったと考えられる。祢津流から分かれた吉田流が将軍家鷹術としての地位を獲得した根本的な理由もまた、鶴取の鷹術の有無にあった。今後は、祢津流から分かれた屋代流や荒井流等において、鶴取・雁取の鷹術の有無、扱う鷹の種類（ハイタカ・ハヤブサ・オオタカ）に着目しつつ、各流派の固有性を明らかにし、上記の論点を実証していくことが課題となる。その際に「鷹書」は“成長”するもの（三保忠夫 2019）、という視点を保つ必要がある点に注意を促したい。中世段階で鶴取・雁取の技術を持たなかった流派が、近世になって鶴取・雁取の技術を補い、時代に合わせて成長しようとしたことが想定されるからである。

さて、吉田流のその後の展開については、吉田流を伝えた本家である吉田家は 5 代将軍徳川綱吉による断絶期を経たのち、その地位を復活することはできなかった。それは吉田家のみのことではなく、織田家以来の鷹匠の家は綱吉期以後にことごとく鷹匠としての地位を失うことになった。8 代将軍徳川吉宗により鷹狩が再開されると、「吉田流」が再興されることになる。すでに三保忠夫が疑問を投げかけていることではあるが、享保期に将軍家鷹術として吉田流が始まるわけではない。吉田流は織田信長の家臣であった吉田家に淵源を持ち、吉田多右衛門種久によって祢津流より分かれて独自の鷹術流派となり、徳川将軍家の鷹術として採用される。吉宗期の「吉田流」は、吉田流を相伝した吉田家によって再興されたわけではなかったが、吉田流の鷹書や口伝を通じて学び獲得された「吉田流」として再興されたのであり、そこでは多右衛門が修得した鶴取の鷹術が依然として必要とされたのである。そのような「吉田流」の前史も、本稿の分析により明確に位置づけられるようになったと考える。

最後に、本稿は当初「徳川将軍家の鷹匠とその流派」というタイトルでの論文を構想していた。しかし、その前に織田・豊臣と続く鷹匠の系譜を検討する必要を痛感し、本稿の内容となった。ここで改めて指摘したいのは、『寛永諸家系図伝』および『寛政重修諸家譜』では、織田・豊臣との関係を省略し、あるいはその関係を家康との関係に置き換えて記述する作為がある点に注意すべきであり、これらの系譜のみの記述に基づいて徳川将軍家の鷹匠の職制整備を論じた研究には、見直すべき点があると指摘せざるをえない。よって、徳川将軍家の鷹匠についても引き続き検討を進めたいが、紙数の関係からひとまずここで筆を擱くことにする。

【引用史料（出版物）】（五十音順、書名・編著者・出版社・出版年）

『寛永諸家系図伝』1～15、続群書類従完成会、1980～1994 年

『寛政重修諸家譜（新訂）』1～22、続群書類従完成会、1964～1966 年

『記録御用所本　古文書』上・下　神崎彰利監修・下山治久編、東京堂出版、2000 年

『駒井日記（増補）』、藤田恒春校訂、文献出版、1992 年

『御当家紀年録』、児玉幸多編、集英社、1998 年

「薩藩旧記」『鹿児島県史料旧記雑録後編』3・4、1963 年

『時慶記』1、時慶記研究会編、臨川書店、2001 年

「太閤さま軍記のうち」『太閤史料集』戦国史料叢書 1、桑田忠親校注、人物往来社、1965 年

「東照宮御実紀附録」巻 24『徳川実紀』1 新訂増補国史大系、吉川弘文館、1929 年

「当代記」「駿府記」『史籍雑纂　当代記　駿府記』続群書類従完成会、1995 年

『徳川家康文書の研究（新訂）』中、中村孝也著、日本学術振興会、1959 年

『豊臣期武家口宣案集』、木下聡、東京堂出版、2017 年

『豊臣秀吉文書集』1～5、名古屋市博物館編、吉川弘文館、2015～2019 年

「甫庵太閤記」『太閤記』、桑田忠親校訂、新人物往来社、1971 年

『細川家史料』大日本近世史料 20、東京大学史料編纂所、2006 年

『本光国師日記（新訂）』3、副島種経校訂、続群書類聚完成会、1969 年

『鹿苑日録』5、辻善之助編、続群書類従完成会、1935 年

【参考文献】（五十音順、編著者・出版年・書名・出版社）

浅利尚民・内池英樹編 2015　『石谷家文書』吉川弘文館

阿部猛・西村圭子編 1990　『戦国人名辞典』新人物往来社

北川央監修・柏木輝久著 2016　『大坂の陣　豊臣方人物事典』宮帯出版社

宮内省式部職編 1931　『放鷹』吉川弘文館

二本松泰子 2018　『鷹書と鷹術流派の系譜』三弥井書店

福田千鶴 2018a　『近世武家社会の奥向構造』吉川弘文館、72～73 頁

福田千鶴 2018b　「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」『織豊期研究』20

藤田達生 2010　『証言本能寺の変　史料で読む戦国史』八木書店

堀田幸義 2018　「仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究」『鷹・鷹場・環境研究』2

松尾美惠子 2013　「富田信高の改易と武家諸法度」『駒澤大学大学院史学論集』43

丸山大輝 2019　「近世初期における鷹の調教と鶴取―池内吉長の鷹術を中心に―」『鷹・鷹場・環境研究』3

三鬼清一郎 2012　『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版

三保忠夫 2016　『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に―』上・下、和泉書院

三保忠夫 2019　「＜書評＞二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』」『鷹・鷹場・環境研究』3

山﨑久登 2019　「藩士の鷹場と地域―尾張藩士横井家を事例に―」『鷹・鷹場・環境研究』3

山﨑久登 2020　「鷹場領主と地域・環境―幕末期の横井家鷹場を事例に―」『鷹・鷹場・環境研究』4

山名隆弘 2006　『戦国大名と鷹狩の研究』纂修堂

［注］

1　この史料ではハヤブサに限定されているが、実際にはオオタカ等も含めて、「巣鷹」を育てることにも高度な知識と技術を持つ優秀な鷹匠が必要だったことがわかる。狩猟経験のある成鳥を捕獲して狩猟に用いる「網懸」ではなく、幼鳥から育てて実際に狩を成功させるように訓練する「巣鷹」の技術が、16 世紀の日本で広く活用されていたことは、世界的にみても早く、かつ鷹狩技術の高い水準を示すものである。よって、鶴取・雁取の技術のみならず、「巣鷹」の技術もまた、限られた人物のみが獲得できる「知」だったことをこの史料は示唆するものだろう。なお、近世になるとハヤブサに鶴を取らせる技術も試みられるようになる。こうした点も、鷹狩の主流がオオタカに移っても、オオタカのみに収斂しえない鷹狩文化の諸相として捉えていく必要がある。

［謝辞］

本稿をなすにあたっては、平成 18 年度～21 年度「織豊期主要人物の居所と行動に関する基礎的研究」（代表藤井譲治　基盤研究 A 研究課題 18202020）の研究成果を利用させていただいた。御礼を申し上げたい。

［付記］

本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。